

具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品)

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	ヘリコプター「おおさか」1200時間以下点検及びサービスブリテン(SB)等の実施	39 船舶・航空機・鉄道	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン(株)	65,113,570円	令和6年10月11日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)	W2	該当
2	多機能型消防艇「まいしま」排気管等修繕	39 船舶・航空機・鉄道	(株)新来島サノヤス造船	1,690,700円	令和6年10月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 (競争入札に付することが不利と認められるとき)	G25	
3	多機能型消防艇「まいしま」左舷側主機関修繕	39 船舶・航空機・鉄道	(株)新来島サノヤス造船	1,853,500円	令和6年11月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 (競争入札に付することが不利と認められるとき)	G25	

随意契約理由書

1 案件名称

ヘリコプター「おおさか」1200 時間以下点検及びサービスブリテン(SB)等の実施

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 随意契約理由

本件は、令和3年に運用開始したヘリコプター「おおさか」（エアバスヘリコプターズ EC155B1 型）に対して実施するもので、耐空検査受検のために必要となる点検整備作業を行うものである。

ヘリコプターの運航にあたっては、年に1回有効な耐空証明書を取得する必要がある、そのためには1200 時間以下点検及び不具合箇所の修理並びにサービスブリテン（SB）等を実施することが前提となる。

また、本作業の実施にあたっては、市民の生命、身体及び財産を保護する上で重要な役割を担っているヘリコプターの運用を休止することになるため、これらの作業を同時に行い、運用休止期間を可能な限り短くしなければならない。

上記業者は、ヘリコプター「おおさか」の新規組立てを行った者であり、機体製造メーカーであるエアバスヘリコプターズ社から機体及びメインローターブレードの修理認定を受けており、本業務を同時に行うことのできる本邦唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊）（電話番号 072-992-4900）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

多機能型消防艇「まいしま」排気管等修繕

2 契約の相手方

株式会社新来島サノヤス造船

3 随意契約理由

現在、上記業者において多機能型消防艇「まいしま」の修繕作業を実施しており、修繕作業中に契約内容以外の項目において不良箇所が発見されたものである。

この場合において、継続して上記業者で不良箇所の取替及び修理を行うことによって、再度の分解組立を行う必要がなく、修繕時間及び費用ともに最短、最少で行うことができる。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6556）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

多機能型消防艇「まいしま」左舷側主機関修繕

2 契約の相手方

株式会社新来島サノヤス造船

3 随意契約理由

現在、上記業者において多機能型消防艇「まいしま」の修繕作業を実施しており、修繕工程に含まれる海上試運転実施中に、契約内容以外の項目において不良箇所が発見されたものである。

この場合において、継続して上記業者で不良箇所の取替及び修繕を行うことによって、再度の分解組立を行う必要がなく、修繕時間及び費用ともに最短、最少で行うことができる。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6556）